令和８年度
大規模展示商談会活用事業
（出展支援事業）【第３期】募集要項

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課

令和８年度大規模展示商談会活用事業（出展支援事業）【第３期】募集要項

１　事業内容

当該事業は、大規模な展示商談会を活用して、新たな市場への参入や新製品・新技術の販路開拓をめざす中小企業を後押しすることを目的として次のとおり実施します。

(1)　出展講習会の実施
当該展示商談会を効果的に活用する販路開拓手法に関する講習会の受講

(2)　出展に係る経費の一部補助の実施
２５万円を上限として補助対象経費（小間料金及び装飾経費）の２分の１を補助
※本補助金の交付は、府の一会計年度において１回限り

(3)　出展前後における課題解決アドバイスの実施
専門コーディネーターが出展前後に電話・メール等で出展等に関する様々な課題の解決をアドバイス

２　補助対象経費

出展経費のうち小間料金及び装飾経費（消費税及び地方消費税を除く）が対象となります。
※同一の展示商談会において、他の補助金を受ける経費については、補助対象経費の対象外となります。
また、同一の展示商談会において、大阪府（以下「府」という。）が実施する中小企業展示商談会出展支援事業費補助金を受ける場合は、本補助金の対象外となります。

> 装飾経費は、出展する展示商談会で使用するもののみ補助対象経費となります。
> 再利用可能なパネル等の経費や電気代は対象外となります。

３　応募資格

本事業に応募するためには、次の（1）もしくは（2）に該当することが必要です。

(1)　次の①～⑩のいずれにも該当する者

①　府内に主たる事務所又は事業所があること。

②　中小企業者 注1であり、かつみなし大企業 注2でないこと。また、複数で構成する中小企業者のグループの場合、当該グループの構成員の中に必ず下記の(3)製造業又はソフトウェア業が参加していることとし、その事務処理体制及び当該団体の存続性等から知事が実施主体として認めるものであること。
※複数で構成するグループで申し込む場合は、本補助金申請前にご連絡ください。
【ものづくり支援課：06-6210-9413】

③　業種が製造業 注3又はソフトウェア業であること。

④　製品の製造・技術等に関する事業を自ら営み、出展する展示商談会に適した技術又は製品を持つ者であること。

⑤　平成２８年度以降に本事業による補助金の交付を受けたことがない者又は平成２８年度以降に本事業による補助金の交付を受けた者で、そのときと異なる製品を異なる分野の展示商談会に出展する者であること。

⑥　府が主催する出展講習会への出席が可能であること。
※出展講習会を受講しない場合、本事業の対象となりません。

⑦　暴力団員又は暴力団密接関係者 注4でないこと。また、法人にあっては役員等 注5がこれらの者でないこと。

⑧　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者に該当していないこと。

⑨　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者でないこと。

⑩ 府税に係る徴収金を完納していること。

※注1 中小企業者：中小企業基本法第２条第１項の各号のいずれかに該当する者。製造業及びソフトウェア業の場合、資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人。

※注2 みなし大企業：次の各号のいずれかに該当する企業。①一つの大企業が発行済み株式総数又は出資総額の２分の１以上を単独に所有・出資する場合、②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有・出資する場合、③役員の半数以上を大企業の役員又は職員が兼務する場合。

※注3 製造業：有機又は無機の物質に物理的・化学的変化を加えて新製品を製造し、これを卸売する事業。なお、製造を協力会社に委託してい

るが、製造工程において必要な設計や品質保証に対して主たる責任を負う企業も対象とする。

※注4 暴力団密接関係者：暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして大阪府暴力団排除条例施行規則第３条で定める者。

※注5 役員等：大阪府暴力団排除条例施行規則第３条第５号に定める者。

(2)　次の①～③のいずれにも該当する者

①　『大阪ものづくり優良企業賞』の受賞企業であること

②　展示商談会に初めて出展しようとする者

③　出展する展示商談会に適した技術又は製品を持つ者

4　応募方法

応募企業は、大規模展示商談会活用事業（出展支援事業）申込書（様式１　以下「出展支援事業申込書」という。）に必要事項を記入し、(1) の応募書類は原則、オンライン申請にて提出してください。

〈オンライン申請〉

https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/7d86dc73-7837-47c9-85b1-9b0997b0bed8/start

(1)　応募書類

①　出展支援事業申込書（様式１）

②　展示商談会へ出展する技術や製品が明確にわかる資料

③　会社概要又はこれに準ずるもの

④　主要株主名簿及び出資比率のわかるもの

⑤　直近２期分の決算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、個別注記表を一式として提出すること。作成していない書類がある場合は、その旨を記載すること。）

⑥　過去に展示商談会へ出展したことがある場合は、その際に出展した写真

⑦　要件確認申立書（様式第１－１号）

⑧　「府内に主たる事務所又は事業所があること」を確認できる書類

例：【法人の場合】登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し（発行3ヵ月以内のもの）

【個人の場合】個人事業の開業・廃業等届出書または直近の確定申告書第１表の写し

※税務署に提出する書類の場合は、税務署が受付済みであることがわかるもの

⑨　平成２８年度以降に本事業による補助金の交付を受けた者は、そのときに提出した出展支援事業申込書（様式１）

⑩　府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の 証明書（発行３ヵ月以内のもの。全税目について取得すること。

＜中小企業者がグループ申請する場合＞

⑪　申請グループの概要（様式２、様式２－２）及びグループの概要がわかるもの

⑫　代表企業選定報告書（様式３）

(2)　応募期間

期間	応募期間
第３期	令和８年１１月１２日(木) から １２月２３日(水)１７時００分まで≪必着≫

5　対象展示商談会

別紙「大規模展示商談会活用事業に係る対象展示商談会一覧」に掲載のとおり

なお、各展示商談会の詳細については、主催者の公式ホームページ等で確認してください。

6　補助事業者の採択

(1)　補助事業者の採択数

８社程度

(2)　採択方法

対象となる市場の現況把握、自社及び出展する技術や製品の分析をはじめ、出展する技術や製品の特徴、当該展示商談会でどのように効果的にＰＲして商談につなげるかといったＰＲ力及び財務、府の顕彰事業認定注1等を審査し、応募書類により総合的に判断して採択します。なお、審査の状況・採択結果に関する問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

なお、本事業採択後、法令や本募集要項等に抵触することが判明した場合や主催者が展示商談会を中止又は延期して当該年度中に出展できない場合は、採択を取り消すことがあります。

※注１　大阪ものづくり優良企業賞受賞企業もしくは大阪製ブランドに認定された製品を持つ企業

(3)　採択結果

応募企業あてに文書等で通知します。

(4)　出展する展示商談会に係る主催者との申込及び契約

①　展示商談会への出展申込及び契約は、応募者が行ってください。

②　本事業に応募しても必ず採択されるとは限りません。本事業の応募後に出展する展示商談会の申込等を行う場合、主催者に申込期間やキャンセル料等を確認の上、応募者の責任で行ってください。

７　大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）への協力について

本事業で補助金の交付を受けた事業主は、大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第１７条第１項の規定により、障がい者の雇用状況を報告していただく必要があります。

また、障がい者雇用率が未達成の事業主については、障がい者の雇入れ計画の提出や、障がい者雇用率の達成に向けた取組を行っていただく必要があります。

詳しくは、大阪府障がい者雇用促進センターのホームページ(＊)をご覧いただくか、大阪府障がい者雇用促進センター（06-6360-9077）までお問い合わせください。

＊大阪府障がい者雇用促進センターホームページ　https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/sokushin-c/index.html

８　事後調査及び府が実施する事業への協力について

本事業で補助金の交付を受けた中小企業者のフォローアップを目的に、補助金交付後も事後調査として出展した展示商談会の成約状況等に関する出展効果等レポートの提出及びアンケートの回答、並びに今後府が実施する大阪のものづくりのプロモーション事業へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】
大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課　販路開拓支援グループ　担当：千田・入谷
〒559-8555　大阪市住之江区南港北１丁目 14-16
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25 階
TEL：06-6210-9413　　FAX：06-6210-9505

別　紙

大規模展示商談会活用事業【第３期】に係る対象展示商談会一覧

番号	展示商談会名	開催期間	会場	主催	期間
1	第41回ネプコンジャパン/オートモーティブワールド2027/ファクトリーイノベーションWeek2027	R8.2.17(水)-19（金）	東京ビッグサイト	RX Japan(合)	第3期
2	第103回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2027及び同時開催展	R9.2.24(水)－26(金)	東京ビッグサイト	(株)ビジネスガイド社	
3	日経メッセ街づくり・店づくり総合展	R9.3.2（火）－5（金）	東京ビッグサイト	(株)日本経済新聞社	
4	FOODEX JAPAN 2027(第52回国際食品・飲料展及び同時開催展	R9.3.9（火）-12（金）	東京ビッグサイト	(一社)日本能率協会　等	
5	第55回国際ホテル・レストラン・ショー及び同時開催展	R9.3.16（火）-19（金）	東京ビッグサイト	(一社)日本能率協会　等	

※各展示商談会の詳細や同時開催展等については、主催者の公式ホームページ等でご確認ください。